

平成30年7月

荷主企業 各位

公益社団法人北海道トラック協会
会長 奈良 幹 男

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業は我が国の国民生活と経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働、低賃金の傾向であり、また、ドライバーの高齢化等から労働力不足が深刻な状況となっております。

このような状況を受け、当協会では運送事業者に対し生産性向上の推進、労働環境改善支援事業など、業界の長時間労働の抑制並びに経営改善に向けた取り組みを行っているところです。

しかしながら、最近では軽油価格の高騰なども重なり、運送事業者の自助努力だけでは、解決できない課題が山積しており、改善が進まない状況であります。

このようなことから、関係行政機関では、トラック運送業の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、環境整備が進められているところです。

その一つとして、昨年11月に国土交通省が定める「標準貨物自動車運送約款」が改正されました。

この約款改正の趣旨は、トラックドライバーの労働環境の改善のため、トラック運送事業者が適正な運賃・料金を収受することができる取引環境を整えることであり、具体的には「附带業務」、「積み込み・取卸し」、「荷待ち時間」等の運送以外の役務の対価が運賃とは別建ての料金として明確化されました。

また、今年6月には厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会の5省庁及び全日本トラック協会の連名により全国の荷主団体並びに荷主企業に対して、「適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い」と題した文書（別添）が送付されております。

つきましては、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

敬具